

令和5年旭川市議会基本条例に関する評価（議会の自己評価）

令和4年12月

議会の評価に当たって

1 評価方法・対象期間について

本市議会は、別紙1「議会運営の評価及び検証実施要綱」に基づき、議会運営の実績について、議会運営委員会委員の全員及び無所属議員が合議により、議会の自己評価を行った。

今回の評価は、別紙2「令和5年議会運営の評価及び検証実施要領」に基づき、常任委員会委員等の改選が行われた令和3年5月20日から令和4年12月20日までを対象期間とした。

2 評価項目の選定について

令和5年の評価では、令和3年に引き続き、平成31年の検証結果を基に実現すべき項目として4つの事項を設定した。

平成31年までの評価項目は、基本条例の条文の内容に沿って構成され、それぞれの取組目標が設定されていたが、取組によって得られる効果と目指すべき目標との関係が見えない状況にあったこと及び外部検証者から「議会の実態に即して評価項目全体の見直しを検討する時期にあると考える。」との意見が示されたことから、議会として目指すべき事項を定め、評価項目をその事項別にテーマ分けする等、市民にも分かりやすくするため、旭川市議会基本条例第3条の「議員の活動原則」の内容に沿って分類することとし、令和3年に大幅な見直しを行った。

また、評価方法についても、実際の取組内容に加えて、取組を行った結果どのような効果に結びついたのかが分かるよう「効果」の項目を追加したことに加え、議会運営の諸課題を抽出し、今後どのような取組をするべきかを明確にするため、「今後の取組」の項目を追加した。

議会運営の評価及び検証実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市議会基本条例（平成22年旭川市条例第46号。以下「議会基本条例」という。）第19条の規定に基づく議会運営の評価及び検証（以下「評価検証」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評価 議会が実施する自己評価をいう。
- (2) 検証 前号の評価を学識経験者等が検証する外部評価をいう。

(評価検証の対象)

第3条 評価検証の対象は、議会基本条例に定める事項その他議会運営に関する事項とする。

(評価検証の実施)

第4条 評価は2年に1回、検証は4年に1回実施するものとし、対象期間その他必要な事項は、その都度、議会運営委員会において協議して定める。

(評価の方法及び報告)

第5条 評価は、議会運営委員の全員及び無所属議員の代表者が合議により段階評価及び文章評価を行うものとする。
2 議会運営委員会は、前項の規定による評価の結果を議長に報告する。

(検証の方法及び報告)

第6条 検証は、学識経験者等が前条第1項の規定による評価の結果の妥当性等について合議により行う。
2 前項の学識経験者等の依頼の人数、期間その他必要な事項は、その都度、議会運営委員会において協議して定める。
3 議長は、第1項の検証の結果を文書により受け、議会運営委員会で報告する。

(評価検証結果の公開)

第7条 評価検証の結果は、議会ホームページ、議会報への掲載等により公開する。

(事務)

第8条 評価検証に関する事務は、議会運営委員会が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか評価検証に関し必要な事項は、議会運営委員会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

令和5年議会運営の評価及び検証実施要領

- 1 議会運営の評価及び検証実施要綱（平成24年10月3日議会運営委員会決定。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき令和5年に実施する評価及び検証の対象期間については、次のとおりとする。
 - （1）評価 令和3年5月20日から令和4年12月20日まで
 - （2）検証 令和元年5月16日から令和4年12月20日まで

- 2 要綱第5条第1項により実施する評価は、別記様式によることとし、令和4年10月1日から同年12月20日までの間に行うものとする。

- 3 要綱第6条第1項により実施する検証は、令和5年3月20日までに実施するものとする。

- 4 要綱第6条第2項の規定により依頼する学識経験者等の人数については、学識経験者のみ5名以内で構成するものとし、依頼する期間は令和5年1月1日から同年3月20日までとする。

なお、依頼する学識経験者は、議会に関する専門知識を有する者とし、特に市内在住者であるか否かは問わない。

- 5 要綱第6条第3項の規定により議長が受けた検証結果は、現任期中の議会運営委員会においてその文書を配付し、報告とする。

令和5年議会運営の評価

実現すべき事項	1 市民に開かれた議会	
基本条例	第5条（説明責任） 第9条第2項（政務活動費） 第10条（情報の公開） 第11条（広聴広報機能） 第12条（市民との意見交換）	
取組目標	・意思決定の内容を市民に分かりやすく説明 ・多様な手法を活用して積極的に情報発信 ・政務活動費の使途の透明性を確保 ・傍聴しやすい環境を整備	
評 定	A	A 十分な成果が出ている。 B 一定の成果が出ているが、改善の余地がある。 C 成果が出ていない。
評 価 実 績	○議場で行う質問の通告項目をホームページに掲載するとともに、傍聴者にも配付した。 ○全ての意見書を傍聴者にも配付した。 ○旭川市議会としてSNSのアカウントを取得し、日程等の情報発信をすることを決定した。（今期決定） ○旭川市情報コーナー（メガセンタートライアル旭川店1階）を活用し、本会議の日程等を周知した。 ○議会だよりにホームページアドレスのQRコードを掲載した。 ○ミュージックウィークに合わせて6年ぶりに議場コンサートを開催し、73名の参加があった。（令和4年度）	
効 果	○様々な媒体から、市民が求める情報を発信することにより、幅広い市民に情報を提供することができた。 ○議場コンサートなどにより、普段議会に関心が薄い市民が議場に訪れるきっかけができ、議会を広く周知することができた。	
課 題 等	○議場における質問・質疑の通告をホームページに掲載及び傍聴者に配布しているが、質問内容を市民に分かりやすくするため、できる限り詳しく記載する必要がある。 ○本会議以外はネット配信されておらず、特別委員会等での議論を市民にタイムリーに知っていただくためにも配信が必要である。 ○現状の市議会だよりの構成は、質問項目が誰の質問であったのかが分かりづらく変更が必要である。	
今後の取組	○特別委員会等でのインターネット中継の実施を検討する。 ○議会だよりについてはより市民が分かりやすい構成への変更を検討する。 ○新庁舎完成を見据えた傍聴環境の向上を検討し、また、更なる傍聴啓発に取り組む。	

<p>実現すべき事項</p>	<p>2 市民の立場に立った市政の監視と評価</p>	
<p>基本条例</p>	<p>第4条（議員間討議による合意形成） 第13条（議会における審議及び審査の原則） 第14条（政策提案及び政策提言）</p>	
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合意形成に向けて積極的に議員間討議を活用 ・政策の質的向上のために積極的に提案及び提言 ・必要に応じて特別委員会を設置し慎重に審議 	
<p>評 価</p>	<p>判 定</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">B</p>	<p>A 十分な成果が出ている。 B 一定の成果が出ているが、改善の余地がある。 C 成果が出ていない。</p>
	<p>実 績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市長提出議案に対して3件の附帯決議案を可決した。 ○常任委員会から意見書を提出した。（経済文教常任委員会） ○議会図書室機能の充実に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規購入図書を常任委員会ごとに配架 ・図書情報のデータベース化 ・お薦め図書の掲載等，議会図書室だよりの毎月発行 ○予算・決算の審議に当たっては，特別委員会で分科会を設置し，十分な時間を確保し丁寧に審議した。 ○令和3年は3回，令和4年は3回の議案審査特別委員会を設置し，議案を審議した。
	<p>効 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市長提出議案に対する議会の意見を附帯決議で示すことにより，市民の立場に立った市政の監視を行った。 ○常任委員会に付託を受けた陳情について審査した結果，採択となり，意見書を提出することにより，市民意見を反映させることができた。 ○議会図書室機能の充実により，議員による図書の貸出数が増加する等，議員の研鑽に寄与した。 ○予算と決算を同一の委員構成で一体的に審査することにより質疑等で指摘した事項の施策への反映状況等をチェックし，効果的な市政の監視を行うことができた。 ○特別委員会の設置により十分な質疑が行われ政策課題の指摘ができた。
	<p>課 題 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○合意形成に向けた議員間討議について十分な取組ができなかった。 ○政策提案・提言について，今期については実績がなかった。
	<p>今後の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○合意形成に向けた議員間討議に積極的に取り組む。 ○政策形成機能強化に向けた体制を整備する。

実現すべき事項	3 多様な市民意見を踏まえた政策形成	
基本条例	第4条第2項（議員間討議による合意形成） 第12条（市民との意見交換） 第14条（政策提案及び政策提言） 第15条（議会及び議員の研鑽）	
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や関係団体との意見交換を通じて多様な意見を把握 ・市民要望を踏まえ市政の課題を整理 ・政策提案に向けて議員間討議を積極的に実施 ・政策提案や政策提言につながる研修等を実施 ・常任委員会の活性化 	
判定	B	A 十分な成果が出ている。 B 一定の成果が出ているが、改善の余地がある。 C 成果が出ていない。
実績	○3つの関係団体と意見交換を実施した。 【実施団体】旭川民間保育所相互育成会、旭川ユネスコ協会、旭川商工会議所（令和5年2月実施予定） ○コロナ禍のため事前申込み・人数制限を行いつつ3年ぶりに市民と議会の意見交換会を実施し、延べ93名の参加があった。（令和4年度） ○市民と議会の意見交換会において、様々な世代の意見を反映させるため、テーマに関係する団体に課題等を説明いただくなど、知識を深めた上で意見交換を行った。 ○請願・陳情を提出する際の押印を廃止し、電子メールでの提出を可能とした。 ○議員研修会を3年ぶりに実施した。（令和4年度） 【テーマ】「DX推進で旭川市はどう変わる？」 ○本市議会として、積極的な政策立案を目的として先進事例を調査するため、3年ぶりに議員を派遣し、各議員が単独行政視察を行った。 ○全ての常任委員会において、行政視察後に正副委員長班の視察結果を共有した。 ○特別委員会の委員構成を見直し、必ず無所属議員が選任されるよう改善した。	
効果	○市民と議会の意見交換会は、コロナ禍による人数制限により少人数となったものの、関係団体からの課題等の説明により、活発な意見交換ができた。 ○市民や関係団体との意見交換を通じて、多様な意見の把握や課題の整理ができた。 ○請願・陳情の提出方法が簡素化された。 ○研修会や視察を実施し、政策提案や政策提言につながる情報を収集することができた。 ○常任委員会の行政視察後の情報共有により、常任委員会として政策提案・提言に向けた情報の蓄積ができた。 ○全ての会派等の議員が特別委員会の構成員となることで、より多様な視点で審査することができた。	

<p style="text-align: center;">課 題 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍ということもあり、関係団体との意見交換が減少したことから、オンライン開催も含めた実施の検討が必要である。 ○政策提案に向けた議員間討議が実施できていない。 ○行政視察の常任委員間の共有化は実施したが、視察内容の市民への報告方法を検討する必要がある。
<p style="text-align: center;">今後の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各種団体へ出向いて要望を聞く取組を検討する。 ○市民と議会の意見交換会においては、様々な世代の方に参加していただけるようなテーマ設定を検討する。 ○政策形成に関わる議論の進め方について検討する。 ○行政視察の報告を常任委員会として取りまとめ、報告書をホームページに掲載する。

実現すべき事項	4 時代の要請に応える議会機能の強化	
	基本条例	第4条第2項（議員間討議による合意形成） 第15条（議会及び議員の研鑽） 第19条（議会運営の評価及び検証）
	取組目標	・議会運営の自己評価により課題を整理 ・社会情勢を踏まえた議会改革を実践 ・議会機能を維持するための危機管理体制を整備
評価	判定	B A 十分な成果が出ている。 B 一定の成果が出ているが、改善の余地がある。 C 成果が出ていない。
	実績	○前期の自己評価において整理された課題と今後の取組について、積極的に協議した。 ○議会のICT化について精力的に協議を行った。 ○議会のICT化に関し、道内において令和2年4月以降に新庁舎となった議会の状況を調査した。 ○各会派等から提案のあった38項目の議会の改善・要望事項について精力的に協議し、「新庁舎に電子採決システムを導入する。」など全会一致となった5項目について実施することとした。 ○旭川市議会における新型コロナウイルス感染症に係る対応方針を一部改正した。
	効果	○ICT化について、改善・要望事項とは別に協議を開始するとともに、他の市議会におけるICTの現状を把握することができ、新庁舎の議会フロアにWi-Fi環境を整備することを決定できた。 ○新型コロナウイルス感染症の発生当初に作成した対応方針を、陽性になった場合の療養期間や濃厚接触の範囲等を現状に合わせて改正したことで、感染が流行している中においても、議会機能をより継続しやすくなった。
	課題等	○議会の改善・要望事項が全会一致となるまでに時間を要している。 ○議会のICT化の推進により、ペーパーレス化及び職員の作業の軽減に向けて取り組むことが必要である。
	今後の取組	○議会の改善・要望事項をより推進するため、積極的に協議を進める。 ○議会のICT化については、新庁舎開設時の導入に向けて積極的に協議を進める。

前期の自己評価における課題や今後の取組〈参考資料〉

実現すべき事項	1 市民に開かれた議会
判定	A
課題等	○幅広い市民に関心を持ってもらえるように市議会だよりの内容の見直しや情報発信の手法の検討が必要である。 ○ケーブルテレビによる本会議の中継については、試験放送を行っていたが、全会一致となっていないことから、本放送に係る協議が進んでいない。 ○会議を傍聴する市民が少ない。
今後の取組	1 市議会だよりの掲載内容の改善やページ数の増等について検討する。 2 議会への関心や理解が深まるような情報発信の方法を検討する。 3 ケーブルテレビによる本会議の中継について引き続き協議する。 4 新庁舎完成を見据えた傍聴環境の向上を検討する。

実現すべき事項	2 市民の立場に立った市政の監視と評価
判定	B
課題等	○合意形成に向けた議員間討議について十分な取組ができなかった。 ○今期は政策条例の提案に至らなかった。
今後の取組	1 合意形成に向けた議員間討議の実施について積極的に取り組む。 2 政策形成機能強化に向け事務局体制を整備する。 3 市民意見・要望に基づく政策提言等や課題解決に向けた政策条例の制定について積極的に検討する。

実現すべき事項	3 多様な市民意見を踏まえた政策形成
判定	B
課題等	○令和元年度の市民との意見交換会の参加者数は増加したものの、その数が多いとは言えない。また、参加者の年齢層に偏りがある。 ○市民との意見交換会や行政視察後の取組が不十分である。 ○意見交換を実施している関係団体が限定的である。 ○政策提言等に向けた取組状況について常任委員会ごとに濃淡がある。
今後の取組	1 市民と議会の意見交換会について、参加者数の更なる増加を図り、様々な世代の意見を市政に反映させるため、関係団体等と連携して開催することを検討する。 2 様々な関係団体との意見交換を積極的に行う。 3 政策形成に係る議論の進め方を検討する。 4 関係団体・市民との意見交換における要望や行政視察による調査結果を政策提案等に結びつけられるような仕組みを検討する。 5 常任委員会ごとにテーマを決め、政策提言等につなげる検討と議論を行う。

実現すべき事項	4 時代の要請に応える議会機能の強化
判定	B
課題等	○議会の改善・要望事項の実施項目が少ない。 ○議会のICT化に関する先進地の視察調査を行ったが、全会一致となっていないことから、ICT化に係る協議が進んでいない。
今後の取組	1 議会の改善・要望事項が数多く実現できるような仕組みを検討する。 2 積極的な議会改革について検討する。 3 議会のICT化について引き続き協議する。 4 時代に合った議会機能の強化について検討する。